

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 2 頁、学説の状況 B 説の説明において、西田典之氏の著を引用したことには何らかの意義があるのか。
2. 検察レジュメ 4 頁 5 行目～10 行目において、インターネットの流動性を考慮した結果、より緩やかな要件を用いるべきではないとの記載がなされているが、検察側はインターネット上での侮辱行為等であれば流動性を考慮しうるため原則として名誉毀損罪に当たると考えているのか。
- 10 3. 検察側の採る B 説にいう確実な資料、根拠とは何か。また、かかる情報収集に際して基準となるものは何か（確実性を満たす調査をしたといえるために、個人の情報調査能力を考慮することがなぜ許されないのか）。
4. 検察側は木造建造物への放火罪において「焼損」の意義をどう解するのか。

15

II. 学説の検討

誤信の相当性判断について

B 説(消極説)について

- 20 本説によれば、「確実な資料・根拠に照らし」て相当な理由があると認められるときに限り名誉毀損罪は成立しないものと解するが、何故確実な資料・根拠に基づいて事実を真実と誤信した際にのみ故意阻却を認めるのか、その理論的根拠が明らかでなく、要件としてそもそも明確でない¹。

よって、弁護側は B 説を採用しない。

A 説(積極説)について

- 25 誰もが容易にアクセス可能なインターネット上の情報については、利用者が相互に情報の受発信に対し対等の立場に立って言論を応酬しあえる状況にあることから、被害者が自己への名誉毀損的表現を知り得る状況で、インターネットを利用できる環境と能力がある限りは、加害者に対して反論することが可能である。この点、加害者からの一方的な名誉毀損的表現に対して被害者に常に反論を期待することが相当と言えないのは勿論であるが、
30 名誉侵害が言論で回復可能であり、両者が対等に議論できるといった限定的な状況下であれば、国家の介入前に対抗言論での名誉回復を図るべきである²。

これを前提状況とした上でさらに、インターネットの個人利用者にはマスメディアのよ

¹ 嘉門優『インターネットの個人利用者による表現行為と名誉毀損罪の成否(立命館法学 2010 年 4 号)』264 頁。(2010 年)

² 園田寿『ネット上の名誉毀損に無罪判決(法学セミナー2008 年 12 月号)』44 頁。(日本評論社,2008 年)

うな高い取材能力等が期待できないため、個人利用者がインターネット上で発信した情報の信頼性が一般的に低いものと受け止められていることに鑑みれば、従来の相当性基準は妥当しない。

よって、弁護側はA説を採用する。

5

焼損の意義について

イ説について

本説では、火力により目的物の重要部分が消失してその効用を失ったことをもって焼損とすべきだとするが、効用喪失を要件とすれば既遂時期はかなり遅くなるし、また、効用喪失を厳格に解すれば、建造物の前半焼が要求されることになる³。目的物の効用喪失に至らなくても通常、公共の危険は認められるので、本説によると放火罪の公共危険罪としての側面を軽視することになる。

よって、弁護側はイ説を採用しない。

15 ウ説について

かかる見解に立つと、「焼損」は客体の燃焼を前提としているにもかかわらず、人の生命・身体に危険を及ぼす程度まで建造物の効用が喪失することを「焼損」と捉えることになり、根本的な文理上の制約を無視した解釈となり、罪刑法定主義に反する。

よって、弁護側はウ説を採用しない。

20

ア説について

現住建造物が焼損することによって、通常は公共危険及び建造物内部の人に対する危険の発生が認められるからであるところ⁴、放火罪の基本が公共危険罪であることに照らせば、放火の客体の財産的価値が刑法で保護するほどに害されたか否かは重要ではないといえる。25

そうである以上、財産犯的側面から焼損の概念を確定すべき論理的必然性はない。そして、放火の客体たる建造物が独立燃焼を継続し得る状態に達すれば、その時点で少なくとも抽象的には他の物件への延焼の危険が生じたといえ、公共危険及び建造物内部の人に対する危険の発生は認められる。

よって、弁護側はア説を採用する。

30

Ⅲ. 判例(裁判例)

東京地判平成13年8月27日。判時1778号90頁。

[事案の概要]

パソコン通信サービスの会員(X)が、第三者が閲覧可能な通信サービスにおいて他の会員

³ 山口厚『刑法各論[第二版]』384頁。(有斐閣,2010年)

⁴ 山口・前掲384頁。

(丙山)と匿名で通信を行い、侮辱された場合について、当該会員が必要かつ十分な反論をしたこと等から、名誉毀損ないし侮辱に当たらないとし、通信サービスの管理運営業者の不法行為が否定された事例。

[判旨]

5 (前略)言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由の基本原理であるから、被害者が、加害者に対し、十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下していないと評価することが可能であるから、このような場合にも、一部の表現を殊更取り出して表現者に対し不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえない。

10 これを本件各発言がされたパソコン通信についてみるに、フォーラム、パティオへの参加を許された会員であれば、自由に発言することが可能であるから、被害者が、加害者に対し、必要かつ十分な反論をすることが容易な媒体であると認められる。したがって、被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるような場合には、社会的評価が低下する危険性が認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しないと解するのが相当である。また、被害者が、加害者に対し、相当性を欠く発言をし、それに誘発される形で、加害者が、被害者に対し、問題となる発言をしたような場合には、その発言が、対抗言論として許された範囲内のものと認められる限り、違法性を欠くこともあるというべきである。

15 (中略)パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、発言内容の具体的吟味とともに、当該発言がされた経緯、前後の文脈、被害者からの反論をも併せ考慮した上で、パソコン通信に参加している一般の読者を基準として、当該発言が、人の社会的評価を低下させる危険性を有するか否か、対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである。

20 本件では、丙山の本件各発言は、それ自体に対する侮辱的な表現であるとは認められるが、丙山の各発言はXの挑発的な発言を契機に行われたものであったり、Xも、丙山発言の直後、丙山に対し侮辱的な発言をしていることに照らし、丙山の本件各発言はXの発言に対抗する正当な言論の行使として違法性が阻却されるし、また、Xの社会的評価も低下していないから、丙山の各発言はXに対する名誉毀損ないし侮辱に当たらない。

[引用の趣旨]

30 本判例は民事判例ではあるが、インターネット上の掲示板等では表現の自由にも配慮した上で対抗言論の法理を適用する余地があることを示した判例であり、A説を支持しうるものであると考えた。

IV. 本問の検討

第一 Yの罪責

35 1 「1番ラーメン」の多摩地区にある無人の倉庫(以下本件倉庫)に立ち入った行為について建造物侵入罪(刑法130条前段)が成立しないか。

(1)同罪にいう「侵入」とは管理権者の意思に反する立ち入りをいうところ、本問でYは焼損目的で「1番ラーメン」所有の本件倉庫に立ち入っており、これは「侵入」にあたる。

(2)したがってYの上記行為に建造物侵入罪(130条前段)が成立する。

2 本件倉庫付近の廃材等に灯油をかけ点火した行為について非現住建造物等放火罪(109条1項)が成立しないか。

(1)ア 本件倉庫は「1番ラーメン」所有のもので、Yによる犯行当時倉庫内は無人であり、倉庫としての役割以外に人の起臥寝食に用いられていた等の特段の事情はないことに鑑みると、本件倉庫は同罪にいう「現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物」にあたる。

10 イ また、Yは本件倉庫付近の廃材等に灯油をかけ点火しているため「放火し」(109条1項)たといえそうである。では「焼損した」(109条1項)といえるか。本件倉庫には壁や床に石膏ボードや塩ビシートが用いられており一定程度の耐火性を有していたためYの点火行為によって付近の壁を薫焼し有毒ガスを発生させるにとどまっている。そのため、難燃性建造物における「焼損」の意義が問題となる。

15 (2) この点、弁護側はア説を採用し、「焼損」とは火が媒介物を離れ、目的物に移り独立に燃焼を継続するに至った状態を指すものとする。

(3)本問では、確かにYによる点火行為によって本件倉庫の壁は薫焼し、有毒ガスが発生しているものの、石膏ボードより可燃性のある、木材が用いられていた柱や梁は燃焼していなかったことからすればYの放った火は未だ媒介物たる廃材を離れ倉庫自体に燃え移り独立して燃焼を継続する程度には達していなかったといえることができる。したがって本件倉庫は「焼損した」ということはできず非現住建造物放火罪(109条1項)の結果発生は認められない。

3 ではYの上記行為に非現住建造物等放火罪の未遂罪(109条1項、112条)は成立するか。Yの認識においては放火行為を行っており同罪の実行の着手があるように思えるが難燃性素材が用いられた建造物を焼損させることは不能であるとも考えられるため未遂犯の成立に必要な危険性が認められないのではないか、その判断基底を如何に捉えるか問題となる。

(1)この点、未遂犯の処罰根拠は構成要件結果発生の現実的危険性を惹起した点にあり、構成要件は社会通念に基づく規範として与えられている。そうだとすれば社会通念に基づいた一般人の見地から判断されるべきであり、かつ、行為が主観と客観の統合体であることからして行為者の主観も考慮すべきである。したがって、行為時に一般人が認識しえた事情、及び行為者が特に認識していた事情を基礎に行為の時点に立って一般人の危険感を基準に危険性を判断するものとする。

(2)本問で、本件倉庫に耐火性素材が用いられていたことに関して、犯行時刻が深夜零時であり建物の外観からはその素材を視認しづらいこと、また多種多様な建築材料が用いられている今日においてその素材が何なのか、耐火性を有しているのか否かを一般人が認識することは困難であり行為者Yも認識していなかったことからすればかかる事情を判断の基

礎とすることはできないものとする。したがって、難燃性の建造物か不明の倉庫を放火するという事実を基礎に、当該行為は一般人の見地からして建物焼損の危険性を有するといえるため Y の上記行為には非現住建造物等放火罪(109 条 1 項)の実行の着手が認められる。また、Y には本件倉庫を焼損する意図を有しているため故意(38 条 1 項本文)も認められる。

(3)以上より、Y の上記行為には非現住建造物等放火未遂(109 条 1 項、112 条)が成立する。したがって Y は建造物侵入罪(130 条前段)、非現住建造物放火未遂罪(109 条 1 項、112 条)の罪責を負い、両者は牽連犯(54 条 1 項後段)となる。

10 第二 X の罪責について

1 上記事実 6 について、X に名誉毀損罪(230 条 1 項)が成立しないか。

(1)X は、宗教法人丙をカルト集団と断定し、その活動に乙社が売上代金の 4~5%を提供することで加担しているという具体的な内容のツイートを繰り返しており、宗教法人丙、乙社の社会的評価を低下させる「事実を適示」をしたといえる。

15 (2)本罪の保護法益は人の社会的評価である事実的名誉であり、法人であっても、その社会的評価の低下を観念することができるから「人」には法人も含まれる。そして、本罪の罪質は抽象的危険犯であるから、事実の適示により、「名誉を毀損した」の要件も充足される

(3)また、X のアカウントには鍵が掛かっていなかったため、誰でもそのツイートを閲覧できる状態にあったから「公然」性の要件も満たす。

2 本件の X の行為は 230 条の 2 第 1 項の要件を充足し、違法性が阻却されないか。

(1)本件において、名誉毀損行為の対象となっている宗教法人丙が、その独自の教義により、近年急速に支持者を得ている団体であり、その代表たる教祖 D は事実上多数の会社を経営するなど、社会的に強力な影響力を有していることに鑑みると、X のツイート内容は「公共の利害関係に関する事実」を内容とするものである。

25 (2)また、X がツイートを始めたきっかけは、宗教法人丙と、乙社の関係を問題視し、専ら消費者に注意喚起をすることを主眼としていたからであって、両者に対する嫌がらせを目的とするものではないから、目的も「公益を図ることにあつた」といえる。しかし、内容が真実であったことの証明はなされていないから、230 条の 2 の要件充足性は認められない。

3 もっとも、本件において、X はツイート内容が真実であると誤信していることから、事実の錯誤があつたとして責任故意が阻却されないか。

(1)230 条の 2 は、名誉の保護と表現の自由の調整を図る趣旨として、違法性阻却事由を定めたものであるから、真実性の錯誤は事実の錯誤となる。しかし、事実の錯誤であれば、いかなる安直な錯誤であっても責任故意が阻却されるとするのは、被害者の名誉の保護に欠ける。この点、弁護側は積極説を採用するため、被害者が加害者と同等のメディアにア

アクセスすることが可能であり、かつ、加害者にそのような情報発信を期待してもおかしくはないといえるような特段の事情がある場合に限り、従来の基準は緩和され、加害者に要求される最低限の調査義務を果たさなかったなど、加害者が適示した事実が真実ではないと知りながらその事実を適示したと同視しうるような場合のみが事実の錯誤として責任故意が阻却されない類型となると考える。

(2)本件において、Xが情報発信を行ったツールはカギのかかかっていないだけでも閲覧、コメントできるツイッターであり、被害者である宗教法人丙、乙社にもアクセス可能な媒体である。

10 (3)次に特段の事情について検討する。本件において、宗教法人丙は、乙社の代表取締役Aの父親であるDが主催する団体であり、Dがいくつかの会社を創設し様々な事業を展開しており、その企業群の会長を自認していたことからすれば、Dが乙社の経営について何らかの関与があると一般に認識されうるのは当然であるし、その関与を否定することが困難であるとは言えない。したがって、特段の事情の存在も認められる。

15 (4)次に、本件における、Xのツイートまでの経緯について検討する。本件において、Xは知人であるEから、乙社と宗教法人丙の関係事実6記載のツイートを行うまでの間に、ネット上で調べて同様の書き込みが散見されることを確認し、その調査結果から確実だと考えた乙社と宗教法人の関係性についてのみをツイート内容としており、調査からはっきりしなかった、乙社による「1番ラーメン」の倉庫への放火への関与の疑惑については、発信を控えている。このことから、Xは自身の調査能力の範囲においてできるだけの調査を行
20 い、その調査結果から真実と確信を抱いた部分のみを発信の内容としていると評価できるため、事実が真実ではないと知りながらその事実を適示したとは同視できない。したがって、事実の錯誤が認められ、責任故意が阻却されるため、Xに名誉毀損罪(230条1項)は成立しない。

25 V. 結論

Yは建造物侵入罪(130条前段)、非現住建造物放火未遂罪(109条1項、112条)の罪責を負い、両者は牽連犯(54条1項後段)となる。

Xは何ら罪責を負わない。

以上